

「十念寺縁起」(十念寺蔵) 翻刻

安井 雅恵・野地 秀俊

1. はじめに

京都市上京区の華宮山十念寺に伝来する「紙本著色十念寺縁起」(以下、本品とする)は上下2巻からなる絵巻である。

十念寺は、西山浄土宗の寺院で、開山は後亀山天皇の皇子真阿上人とされる。真阿に深く帰依した足利義教が、一条小川にあった誓願寺中に一字を建立したのが十念寺の始まりとされ、寺伝では、豊臣秀吉の都市整備に伴い、現在地に移ったとされる。

本品は、巻上六段、巻下五段からなり、各段に詞書と絵がそろっており、全部で十一段分の詞書と絵を見ることができる¹⁾。本品の絵は、奥書に記されるように、土佐光信筆とされてきたが、現在では土佐光茂の作例としてひろく認められるに至っている。ただし、詞書については、巻下奥書に記されるように、当初のものではなく、元禄15年(1702)に近衛家熙や堯延法親王など当代一流の文化人を含む公家ら12名によって筆写されたものに差し替えられている。

本品は、土佐光茂自身と周辺絵師によって制作された、室町時代後期のやまと絵の縁起絵巻として貴重であり、制作年代がある程度しぼれる点においても重要な遺品と評価され、平成30年(2018)3月31日付

で、京都市有形文化財(美術工芸品・絵画)として指定された。小稿は、これを機にこれまで翻刻されていない詞書を紹介するものである。

2. 「十念寺縁起」の概要²⁾

本品の内容は、真阿の出家から入滅までの事跡を説いたもので、全十一段のうち、巻下第一段と第三段以外は、「誓願寺縁起」に語られる真阿の生涯と内容的に一致しており、「誓願寺縁起」から派生したものと考えられている。ただし、文章や語句等は同一ではない。

土佐光茂(生没年未詳)は光信の後嗣で、文献より大永2年(1522)から永禄12年(1569)までの活動が確認されている。大永3年、絵所預に就任し、宮中のみならず、足利將軍家の画事も手がけた。基準作としては、享禄4年(1531)の「当麻寺縁起」(当麻寺蔵)、享禄5年(7月29日天文に改元)の「桑実寺縁起」(桑実寺蔵)などがあり、特に「桑実寺縁起」では、父の光信とは一線を画す、構築的な画面構成や力強い描線と濃彩を使う、光茂の個性的な様式が確立されている。

本品の作風を、人物を中心に、「桑実寺縁起」と比較すると、巻下第三段、東山雲居寺から、丈六の阿弥陀像を車に乗せ十念寺

に曳いてくる場面(図1)では、車を曳く男たちのうち、車のすぐ前で笹を手に囃している男の、下がった眉尻と、鼻柱の中ほどから高くはり出した大きな鼻、濃墨を用いて口の片側の輪郭をなぞり、その上下に朱で唇を象っている表現(図2)が、「桑実寺縁起」巻上第四段に描かれる人物³⁾と極めて近い。奥の綱を曳く男(図3)や手前の綱を曳く横顔の男(図4)も、「桑実寺縁起」に似た容貌の男が認められる。刀を肩

に掛け、走ってくる侍(図5)の足の角度、ふくらはぎの肉付き、また横顔の表現なども「桑実寺縁起」に共通する。車の脇を走る2人の子供(図6)は、「桑実寺縁起」に同じ形で描かれている。同段は車を曳く、走り寄るなど、動きのある人物が多く描かれるが、その動態はためらいのない早い筆致で的確に表現されており、担当した絵師の卓越した技量がうかがえる。以上の点から本品巻下第三段の人物は光茂本人の手に



図1 巻下第三段



図2 同前
笹を手に囃す男



図3 同前
奥の綱を曳く男



図4 同前
手前の綱を曳く男



図5 同前
走る侍



図6 同前
二人組の子供



図7 巻上第二段
老僧



図8 巻上第六段
男



図9 同前
僧侶



図10 巻下第五段
船上の男



図11 卷上第四段 岩

なるものと思われる。その他の段では、筆者の力量に多少の巧拙があるものの、卷上第二段の老僧(図7)や、同じく第六段の男(図8)と僧(図9)、卷下第五段の船に乗り、右手をかざす男(図10)など、光茂様式の人物表現で統一されているほか、卷上第四段や卷下第一段の岩(図11・12)なども、光茂様式を踏襲している。すなわち、本品は、光茂およびその周辺の絵師による工房制作と考えられる。

制作年代については、『言継卿記』永禄8年(1565)12月12日条に、誓願寺から「十念寺縁起」上下2巻が届き、長橋局に持参して叡覧に備えた旨が記されている⁴⁾。これが本品に該当すると考えられる。この時期の十念寺は、天文法華の乱により、天文5年(1536)7月、堂宇が焼失するという事態に見舞われており、寺には同年の勸進帳が2巻伝存している。この災厄とそこからの復興を契機として、本品が制作された可能性も考えられる⁵⁾。

3. 詞書の筆者について

詞書が元禄15年に筆写し直された経緯については、かたのときか交野時香による卷下奥書に詳しい。要約すると、十念寺第十八世明空上人(1645-1730)が、当初の詞書が「凡筆」であることを嘆き、平松時量ときかず(「前黄門

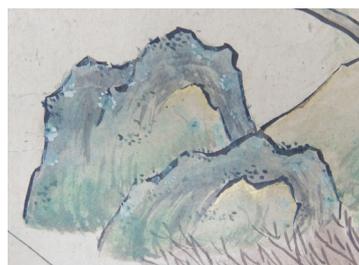


図12 卷下第一段 岩

入道殿)と平松時方ときかたに諸家の手跡を依頼、この命を時香が受けて、詞書を集めたのである。

明空上人が詞書を直接依頼した平松時量(1627-1704)は、正二位権中納言まで昇り、元禄14年に出家している。平松家の菩提寺は十念寺で、明空はその縁を頼ったものと思われる。詞書の再作成に奔走した交野時香(1664-1711)は平野時量の四男で、交野家の養子となった人物である。詞書の筆者は、ほとんどが時香と所縁がある公家であり、時香は自身のネットワークを使い、詞書を完成したと見られる⁶⁾。なお、題簽は、平松家が家礼を務めた近衛家の当主家熙(1667-1736)が染筆している。

詞書の筆写については、下記のとおりである(生没年の後の□で囲んだ数字は、詞書筆写時の年齢)。

[卷上]

第一段 堯延法親王(1677-1719) 25

父は靈元天皇、母は五条為庸の娘庸子。9歳のとき妙法院に入り、堯恕法親王に師事。親王宣下を受けたのち出家、3度天台座主を務めた。

第二段 今出川伊季これすえ(1660-1709) 42

靈元天皇、東山天皇の二帝に仕え、正二位内大臣まで昇った。父は右大臣今出川公規。母は刑部少輔京極高和の娘。貞享元年

(1684), 権大納言になるも, 元禄2年(1689)には辞し, 同6年再任する。元禄12年に右近衛大将・右馬寮御監となる。琵琶の名手としても知られた。

第三段 山本実富^{さねとみ} (1645-1703) 57

父は権中納言姉小路公景, 義父は参議山本勝忠。参議から従二位, 権中納言。時香の妻の実父。

第四段 平松時方 (1651-1710) 52

時量の次男⁷⁾。時香の兄。野宮定基・東園基量・滋野井公澄と並んで有職の四天王と称された。従二位権中納言に至る。

第五段 桑原長義 (1661-1737) 42

桑原家初代。五条為庸の四男で, 五条庸子(堯延法親王母)の実弟。正二位権中納言に至る。

第六段 石井行康^{いわけいけやす} (1673-1729) 29

石井行豊の子。時香の甥。石井家第二代。宝永3年(1706)従三位。のち正二位権中納言となる。

[巻下]

第一段 中山篤親^{あつちか} (1657-1716) 47

初名は熙季。正親町実豊の三男中山英親の養子。従一位権中納言に至る。

第二段 醍醐昭尹^{あきただ} (1679-1756) 23

醍醐冬熙^{ふゆひろ}の初名。東山, 中御門, 桜町, 桃園の四帝に仕え, 従一位左大臣まで昇った。父は権大納言醍醐冬基。冬基は後陽成天皇第九皇子一条昭良の次男であり, 冬熙は天皇の曾孫の一人。

第三段 裏松意光^{のりみつ} (1652-1707) 51

参議資清の次男。正二位権中納言に至る。時香は後に意光の末男惟肅を養子に迎える。

第四段 石井行豊^{いわけいけとよ} (1653-1713) 49

平松時量の三男。時香の実兄。東福門院につかえた石井局(西洞院時慶の娘行子)の養子となり, 養母の称号を家名として石井家をおこす。従二位権中納言に至る。石井家の菩提寺は十念寺。

第五段及び巻上・下奥書 交野時香 38

父は平松時量, 義父が大膳大夫交野時貞。平松時方, 石井行豊は実兄。元禄11年, 従三位に昇る。妻の父は山本実富。

註

- 1) 詞書を含む本品の全容は, 奈良国立博物館監修『社寺縁起絵』(角川書店, 1975年)にモノクロ写真で掲載されており(176~185頁), 上下巻の奥書については翻刻されている(作品解説, 138~140頁)。
- 2) 本節の内容は, 市指定時の答申資料に基づく。
- 3) 本文中に記す本品巻下第三段の人物に近似する「桑実寺縁起」の図様は, 『桑実寺縁起 道成寺縁起』(小松茂美編「続日本絵巻大成」第13巻, 中央公論社, 1982年, 28~29頁)に掲載されている。
- 4) 『言継卿記』永禄8年12月12日条「自誓願寺誓忍来, 近所十念寺之縁起上下二卷到, 則長橋へ持参, 備叡覧了, 次誓願寺之縁起二卷到」(『言継卿記 第三』続群書類従完成会, 1998年, 769頁参照)。宮島新一『宮廷画壇史の研究』(至文堂, 1996年, 190頁, 注66)参照。
- 5) 前掲註4 宮島書175頁参照。
- 6) 残念ながら, この時に当初の詞書は失われたと見られ, その筆者については記録も残らない。なお, 本品には後奈良天皇宸筆の伝承がある旧題簽2対4枚が附属しているが, 「桑実寺縁起」などの後奈良天皇の筆跡と比較すると同一人物とは考えにくい(下坂守氏の御教

示による)。しかしながら、当初の題簽の可能性が高く、附指定されている。

- 7) 京都大学附属図書館蔵平松文庫「平松家系図」(レコードID:RB00006563, 登録番号:147552, 請求記号:2/ヒ/2。京都大学貴重資料デジタルアーカイブ<https://rmda.kulib.kyoto-u.ac.jp/>から閲覧可能)による。ただし、『系図纂要』では、時方を時量の実弟で、養子とする。『系図纂要』第7冊(名著出版, 1972年, 459-460頁)参照。

謝 辞

本品調査に際しては、所有者の十念寺様をはじめ、井並林太郎氏(京都国立博物館)の御高配を賜った。また、下坂守氏・泉万里氏(大和文華館)より懇切なる御教示を賜った。末筆ながら深甚の謝意を表します。

やすい 安井 雅恵(文化財保護課 主任(美術工芸品担当))
のち 野地 秀俊(歴史資料館 学芸員)

れに人天龍鬼五十二ノ類のなげきかなしみぬるもかくやとノおもひし
られ侍るノ右衛門督行豊書之

●第五段

上人つねに宣ひしは我死てノ遺骸を下鳥羽の河の渚にしつめてノ鱗の
系しきとなすへしと遺言にノまかせて水葬にせられる徳行ノ名譽の
上人なれば一仏淨利のノ値遇を期せむと諸宗の名匠をのノノ一葉の
船に乗しておもひノノの諷経の声これ寔来ノ彼安樂世界の宝池の
波和えノ三宝四徳の其こゑもかくやとおもほノへて有かたし此後は其
所を真阿のノ渚とて將軍家より殺生禁斷のノ掟を下し給ひけるとなん
ノ從三位時香書之

●奥書

這十念寺縁起者元來附屬之ノ什物也於丹青者雖為土佐光信筆於ノ文詞
者凡筆也同茲当住明空上人ノ嗟嘆之被申請諸家之手跡於ノ前黃門入道
殿權中納言時方卿予ノ蒙嚴命令頼將之処因円満之法縁ノ不累居諸成就
之於筆者目錄者為ノ後証記上卷之楮尾尤此両卷ノ当寺之重宝何物若之
哉

元禄十五年曆姑洗中旬從三位時香誌之

仏供田を寄附せられ侍る是即弘誓の数を表すとなり東山の雲居寺はむかし叡山／東塔の勸学院桂海律師の隱居の地なり三井寺の兒童梅若をこひて道心をおこし洛東に雲居寺といふ御堂を建立し彼菩提をとふとてむかしみし月の光をしるへにてこよひやみ君かにしへゆくらむと詠しけるを新古今の釈教の部に入られ侍る彼寺中に弘法大師の真作／丈六の弥陀の尊容おはしましける昔より撰取の如来となつて奉る十念寺に安置せらるへきよし上人夜々に御示現を蒙り給へは隨喜の御涙をおさへ將軍家へ訴申さるゝに靈夢にまかせ安置せらるへきよし仰られければ則車轆に遷し奉り人夫を催し引奉る道俗男女／貴賤となく本願撰取の結縁の綱ととりくに風流を尽し音頭高く／柴西永西と同音にいさみくしてしはしのほとに十念寺に引つけぬそのかみ／法然上人の滅後に徳大寺の唯連坊とて専修念仏の聖おはしけり觀經真身／觀の光明遍く照し撰取して捨給はずとゝき給ひし經文を開よみて信仰肝に／そ見ておほへしかとも撰取不捨の理を／得心せず信心念仏の中にもうたかはしく／是なむ臨終の障りとも成ぬへしと甚／心をいたましめ彼寺の本尊は殊に利益／あらたに貴賤の渴仰たくひなければ七日／參籠して撰取のことはりを祈り申さる／誠に信心たくひなく凝神至りて切／なりし験にやかたしけなくも本尊金／色の御手をのへ唯連坊の腕を取給ひ／御唇をうこかし御声を出させ給ひて行者／疑ふ事なかれ撰取是なりと示現を／蒙り涕泣とゝめかたく喜悅の余りに／高野山に至り明遍僧都に語り給へは僧都歡喜の涙三衣をうるほし順死／往生一蓮托生の契約を念此にそし給

／ひける其後転法院の覺淵阿闍梨／説法の序撰取の事なむ説給ひしに／秘法の中にも所謂掌のうちに握て捨ざるを撰取と名附ると嗚呼奇哉／山川異城風月一花誰か是をあやし／まむ念仏を信せん輩必此道場に詣て／撰取悲願を頼むへし先より十念寺には／不斷念仏を興行し普く四衆を勧発／し給へは賢き雲の上人より賤貴辺／民に至るまで帖録に其名をしるし／昼夜十二時の称名懈怠なければ誠に／浄名の宝に入ては功德の香をかき此／寺に至る者はひとへに念仏の声をのみ／聞莫謂西方遠唯須十念只此道場こそ／極楽なれと貴賤の參詣絶すとなむ／前権中納言意光書之

● 第四段

永享十二年六月の下旬より上人／寢食例にたかひしかは普く弟子／等を招き我素懷を達する事／すてに近つきぬ汝等必称名怠る／へからず値遇を浄土の蓮の上に／契へしとのたまふ同じき七月二日／往生今日に極りぬと不斷念仏に／列座して称名たからかに唱給へは／平生結縁の道俗堂上堂下にみち／く御名残をおしみ奉る此時／御同胞の宗玉法師料紙を調へ終焉／の一言を残し給て末代の龜鑑に備へ／給ひなんやと申させ給へは上人筆／を執給ひて三世不改の真妙法我筆／の跡を見よとて南無阿と三字／書給へは文字より光明を放ち空に／花ちり異香薫し雲中に音楽／頻に聞え侍りければ筆を抛合掌／叉手して行年六十六の御歳に／禪定に入かことく息絶給ひけり群集／の人々憂悲の余りに死て上人に／ともなはゝやと嘆きあへり是そ釈尊／鶴林のわか

てありし冥途の事／くはしく語り申されしかは真阿を／はしめ聞人奇
異のおもひをなし／いよく念仏を信するとも／からおほかりける
少納言行康書之

●奥書

記筆者之官位称号等条如左／外題上巻 近衛殿 右大臣家熙公／妙法院宮天台
座主二品堯延法親王／今出川権大納言右大将伊季卿／中山権大納言篤親卿
平松権中納言時方卿／關権中納言昭尹卿／粟前権中納言意光卿／山本前権
中納言実富卿／昇参議右衛門督行豊卿／從三位時香／香從三位長義卿
／昇少納言侍従行康朝臣

卷下

●第一段

十念寺縁起下／真阿上人壬生の地蔵を深く信／し風寒暑湿をもいとひ
給はず毎／日の参詣おこたりやらず或時夢中／に地蔵尊示して宣ふ壬
生の地蔵／の厨子の中に一幅の絵像あり女人／泰産寿命延長の形なり
汝に／是を与ふるそと示現連夜に及ひ／しかは住僧に尋ね問はむか為
彼寺／に趣き給ひける住僧もおなし示現を／蒙りいそぎ厨子の御戸を
ひらき見／奉るに果して地蔵の画像あり／真阿にあたへたてまつらむ
と持て／上人のもとへ向ひける道にてゆき／あひ奉り互に示現の様を

かたり／彼尊像を渡し奉る上人ひらき／拝覽し給ふに六道遊戯の尊容
／なりやかて大樹の上覽に備へ／たまひければ奇特を感じ給ひて表
補をいとなみつくろはせ／つゝ上人にたまはり今に当／寺に伝り侍る
／権大納言篤親書之

●第二段

或時上人普廣院殿にまいり／給ひ法談おはりかへりたまふ折／ふし囚
人ありて既誅せらるへ／きありさまなるをいとあはれに／おほしけれ
はたちかへり彼囚人／放免をこうふり剃髪の身となし／なはそのとく
一人に帰し侍りて／御代静謐の御祈りともなし侍／りなんとしめて申
させたまへとも／かれは重罪の者にてのかるゝ道／なく侍るよし上意
堅固なれば／上人ちからなく立出たまひて／慈悲のめにゝ／くしと／
おもふものそ／なき／とかあるみ／こそ／なお哀れな／れ／とくちす
さみ給へは頂に円光／かゝやきければ將軍信敬科な／らすゝなはち犯
罪のものを／ゆるし給ひけり／権中納言服尹書

●第三段

其後上意によりて彼寺の奥に一字／を建立せらる上人の労苦をたすけ
奉らん／かためなれば真阿の望みに応して／作りまいらせよと上意ね
んころなりし／時一言の詠哥を奉らる／萩を垣松をはしらに柴の庵／
かせはふくともさひしからめや／となむ申させ給へは道心いと深くま
しますと／感心し給ひて則当寺を造立あり／十念寺と号し四十八斛の

給ひける／或時我適此界に生れ奉將軍家を／相統し官位心のまゝに榮花にほこるといへとも有為轉變のならい存命／計かたしいかにしてか解脱のみにち／おもむかんやと宣ふ真阿答て申給ふ／十方衆生若不生者の願にまかせて／弥陀の名号を称念し給はゝ／極樂に往生し九品蓮台に座し／て心のまゝに法業を受給はむ事／なにの疑ひ侍らむやと申させ給へは／將軍かさねて／口にとなへ卒都婆にかきて弥陀はみつ／書すとなへぬみたをゝしへよ／御かへし／なにと吹風とはさらにしらねとも／あはれもよほす秋のくれかな／と有ければ誠に一起直入の妙／道也とて念仏の宗義を深く／信仰したまひけるとなん／権中納言実富書之

● 第四段

其頃相国寺の住侶心了西堂／とて通学兼備の名僧おはしけり／外には万巻の書を誦して教内／の牘をさとり内には別伝の旨を／領して教外の参をこらし宗門人／なきかことくなむ侍る然に西堂には／かにいたはり給ひ心神やすからされは／衆僧沙弥喝食にいたるまで東西／に奔走し良医を招き倉公華陀の／術をつくし療養手段をかふれ／とも其験なく終に応永十／九年の冬遷化したまふ常／随給仕の弟子一句授受の／僧俗雜掌なけくなみたなくさ／けふに声出すとぞ／権中納言時方書之

● 第五段

かくて西堂は俄に円寂ありしかとも／全身いまた煖なれば暫く殯殮の儀を／遲滞せしに二日を経て蘇生して曰我／死の道に趣き渺々たる曠野をゆくに／三間四面の金堂一字あり内をうかゝひ／見れば弥陀三尊を本尊とすとおほへ／て扶脇の二尊は巍巍々として左右に／立給へとも中尊いまた見ゑたまはず／いふかしくおもふ処に忽然として／老僧一人念珠手にならし此人捨身／終不墮惡道八難処亦能隨願他方／淨土とたからかに唱へ我にむかひて汝／いふかる事なかれ此中尊は真阿弥陀／仏なり行業不退にして誠至りし／ゆへに其果をかむする事かくのことし／其期いまた至らされは扶脇のみなり／と語る又傍にあやしき柴の庵りあり是はいかなる人のすみ家なるにや／と尋ね侍りしにあれこそ汝かすむへき／所そと宣ふ其時かさねて問我教外／別伝の宗をつき見性の手段なお／さりならすいかなれば真阿にはおと／れるやと老僧のいはく汝か行の中にこれほと／の居所も稀なり禅法のおろそかなる／にはあらず能くす人のなきによりて／なり且汝か報命いまたつきす我はこれ／六道能化の地藏なりと口光香潔にして／やゝ教誡をかふむるとおほへてよみ／かへりぬとかたる／從三位長義書之

● 第六段

其後西堂幽冥のありさまを／かたらむかために誓願寺に／詣て真阿上人に対面し座具を／のへ三拝し十念を望申されける／真阿あやしみなみ給へとも頻に／のそみ申されければ上人十念をそ／さつけ給ふさ

「十念寺縁起」 詞書 翻刻

凡例

- 一、 旧字・異体字等のうち、常用漢字表に相当する字があるものは、原則としてこれに改めた。
- 一、 人名等の固有名詞の旧字・異体字は、原本の表記を尊重し、そのままとした。
- 一、 原本の改行は「
」で示した。

巻上

●第一段

抑当寺開山真阿弥陀仏は後龜山法皇の皇子にてまします龍樓鳳闕の内に／ひとゝならせ給ひ花軒香車の外に出させた／まはさる御身なりといへとも善根ひと／かたならぬ宿縁おはしましたけるにや忽に／無常をさとり給ひ嗚呼受かたき人身を／うけあひかたき仏教にあへるなど／むなしく此身を三界にうしなはんや／爰に弥陀の本願は一念十念の功によりて万機ひとしく無偏の宝国にいたるとかやとにかくに桑門の姿となりて出離の要道をもとめむとひそ／かに仙門を出させ給ひ洛陽誓願寺に／参籠ましまし七日を限りて本尊に／証験をこはせ給

ひけるに満夜の暁の至／十念善不生者不取正覺とあらたに示現／有しかは歡喜の御涙羅綾の御裾を／うるほし渴仰の御思ひ心肝に銘し／給ひ三十六の御としに御くしおろさせ／たまふふかく思ひ給ふ事なれば御弟の御児に剃刀をあてられ給らむ御児も／諸共に方袍円頂の出薨の徒となら／せたまひけり供奉の輩御遁世の／名残をおしみ奉り又ハ御こゝろさしを／感じ各袖をそぬらしける／二品(花押) 親王書之

●第二段

既桑門のすかたに御容をかへさせ／給ひ法名の二字を誰にこふへき／と二度本尊の祈誓ましく／ければ／夢ともなく現ともなく如来口光を／放ちたまひて真阿弥陀仏とそよひ／たまひける是即上人の発心まことありて弥陀の願意をあらはし／如来の本心にかなひ給へる成へし／扱上人天性素朴にして三衣一鉢の余りをたくはへたまはずすなはち／本堂を常座の居とさため給ひて／執持名号一心不乱といよく／万行をさしおき称念を専とし／行業おこたりなく三業をこらし／給ふされは上公卿侍臣下頑夫／愚婦に至るまで生身の如来出現／し給ふかと化導に帰する人都／鄙にあまねく結縁の輩遠近／にみちくぬ／右大将(花押) 書之

●第三段

爰に足利將軍家第六代普廣院／贈大相国ふかく上人の徳行をおもは／したまひ歸敬他にことにおはしければ／常に上人に謁し法義をたつね